

国水環第106号
平成24年3月9日

各地方整備局長河川部長
北海道開発局長建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長

河川管理施設の操作の委託について

河川管理施設の操作については、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九十九条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができることとされているが、東日本大震災においては、関係地方公共団体に操作を委託した河川管理施設の操作員が被災した事案に鑑み、今後の操作委託契約にあたっては、下記事項に留意するようお願いする。

記

- 1 各河川管理者は、「河川管理施設の操作規則の作成基準について」（平成二十四年三月九日付国水環第一〇四号）により作成又は改正する操作規則等に則り、操作員の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう、委託先の関係地方公共団体に対し指導すること。
- 2 万一操作員が被災した場合の対処について、円滑な対応が図られるよう、委託契約書に対処方法等を明記すること。

国水環第106号
平成24年3月9日

各都道府県、政令市河川主管部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長

河川管理施設の操作の委託について

河川管理施設の操作については、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九十九条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができることとされているが、東日本大震災においては、関係地方公共団体に操作を委託した河川管理施設の操作員が被災した事案に鑑み、今後の操作委託契約にあたっては、下記事項に留意するようお願いする。

記

- 1 各河川管理者は、「河川管理施設の操作規則の作成基準について」（平成二十四年三月九日付国水環第一〇四号）により作成又は改正する操作規則等に則り、操作員の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう、委託先の関係地方公共団体に対し指導すること。
- 2 万一操作員が被災した場合の対処について、円滑な対応が図られるよう、委託契約書に対処方法等を明記すること。